

日薬業発第426号
令和3年1月12日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会
会長 山本 信夫
(会長印省略)

医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の
構築について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について（案）」（令和2年12月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会（第19回）資料）において、まずは医療従事者等への接種を行うこととされており、また現在、接種体制や接種順位等についてパブリックコメントが行われているところです（令和2年12月28日付け日薬業発第413号）。

今般、その接種体制の構築に係る標準的な進め方等について、厚生労働省健康局健康課長より各都道府県衛生主管部（局）長宛通知されるとともに、本会に対し別添のとおり、薬局の医療従事者等への接種体制の構築について協力依頼がありました。

医療機関・薬局の医療従事者への接種にあたっては、都道府県との連携・協力の下、各医療関係団体により、会員が所属する施設の接種予定者数の把握、接種場所の確保、接種予定者リストの作成のとりまとめ等を行うこととされています。また、会員が所属しない施設についても、都道府県の要請を受け、できるだけ各団体で実施するよう求められています。

貴会におかれましては、会務ご繁多の折誠に恐縮に存じますが、薬局の医療従事者等への円滑な接種を実現するため、都道府県衛生主管部、薬務主管課等と連携の上、接種体制の構築につき格段の御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

体制構築の標準的なスケジュールとして、接種予定者数の把握は1月22日まで、接種予定者リストのとりまとめは2月25日頃までとされておりますが、都道府県ならびに各医療関係団体と十分に連携・調整の上ご対応くださいますよう、併せてお願いいたします。

なお、体制構築に伴う事務作業等については、都道府県と調整いただくとともに、新たな情報を入手次第、適宜情報提供いたします。